

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号
イ及びロの各種学校及び団体を指定する件

(平成二十二年四月三十日文部科学省告示第八十二号)

最終改正 令和七年九月一日文部科学省告示第七十一号

第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号。以下「規則」という。）第一条第一項第四号イに規定する高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものは、別表第一のとおりとする。

第二条 規則第一条第一項第四号ロに規定する団体は、次に掲げるものとする。

- 一 アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ
- 二 アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル
- 三 アメリカ合衆国ジョージア州に主たる事務所が所在する団体であるコグニア
- 四 アメリカ合衆国マサチューセッツ州に主たる事務所が所在する団体であるニューイングランド・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ
- 五 オランダ王国ホラント州に主たる事務所が所在する団体であるカウネル・オブ・インターナショナル・スクールズ

六 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ロンドンに主たる事務所が所在する団体であるカウンスル・オブ・ブリティッシュ・インターナショナル・スクールズ

七 スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局

2 規則第一条第一項第四号ロに規定する文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものは、別表第二のとおりとする。

別表第一（第一条関係）

名 称	位 置	備 考
エスコラ・パラレロ各種学校	群馬県	高等教育の部の第一学年から第三学年までの課程に限る。
伯人学校イーエーエス太田	群馬県	高等課程の第一学年から第三学年までの課程に限る。
各種学校インストゥット エドゥカシオナル ティー・エス レクレアソン	埼玉県	高校課程の第一学年から第三学年までの課程に限る。
インディア インターナショナル スクール イン ジャパン	東京都	第十学年から第十二学年までの課程に限る。
東京韓国学校中・高等部	東京都	高等部の第一学年から第三学年までの課程に限る。
東京国際フランス学園	東京都	高等教育科の第一学年から第三学年までの課程に限

		る。
東京中華学校	東京都	高等部の第一学年から第三学年までの課程に限る。
ブリティッシュ・スクール・イン・トウキョウ昭和	東京都	第十一学年から第十三学年までの課程に限る。
東京横浜独逸学園	神奈川県	中・高等科の第六学年から第八学年までの課程に限る。
横浜中華学院	神奈川県	高等部の第一学年から第三学年までの課程に限る。
イザキニュートン学校	岐阜県	高等科の第一学年から第三学年までの課程に限る。
H I R O 学園 エスコーラ ブラジレイラ プロフェッソール カワセ	岐阜県	高等科の第一学年から第三学年までの課程に限る。
伯人学校イーエーエス浜松	静岡県	高等課程の第一学年から第三学年までの課程に限る。
ムンド・デ・アレグリア学校	静岡県	ペルー課程の中高課程の第四学年及び第五学年の課程並びにブラジル課程の高校課程の第一学年から第三学年までの課程に限る。
伯人学校イーエーエス豊田	愛知県	高等課程の第一学年から第三学年までの課程に限る。
伯人学校イーエーエス豊橋	愛知県	高等課程の第一学年から第

		三学年までの課程に限る。
伯人学校イーエーエス碧南	愛知県	高等課程の第一学年から第三学年までの課程に限る。
伯人学校イーエーエス鈴鹿	三重県	高等課程の第一学年から第三学年までの課程に限る。
ニッケン学園	三重県	高等部課程の第一学年から第三学年までの課程に限る。
日本ラチーノ学院	滋賀県	高等部の第一学年から第三学年までの課程に限る。

別表第二（第二条関係）

名 称	位 置	備 考
北海道インターナショナルスクール	北海道	高等科の第一学年から第三学年までの課程に限る。
東北インターナショナルスクール	宮城県	高等科の第二学年から第四学年までの課程に限る。
つくばインターナショナルスクール	茨城県	第十学年から第十二学年までの課程に限る。
ラグビー・スクール・ジャパン	千葉県	第十一学年から第十三学年までの課程に限る。
アメリカン・スクール・イン・ジャパン	東京都	高等科の第二学年から第四学年までの課程に限る。
クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン	東京都	高等部の第二学年から第四学年までの課程に限る。

ケイ・インターナショナル スクール 東京	東京都	インターナショナルジュニアハイスクールの第五学年並びにインターナショナルハイスクールの第一学年及び第二学年の課程に限る。
聖心インターナショナルスクール	東京都	高等科の第二学年から第四学年までの課程に限る。
清泉インターナショナル学園	東京都	高等学部の第一学年から第三学年までの課程に限る。
セント・メリーズ・インターナショナル・スクール	東京都	高等科の第一学年から第三学年までの課程に限る。
東京インターナショナルスクール	東京都	第十学年及び第十一学年の課程に限る。
サンモール インターナショナル スクール	神奈川県	高等科の第二学年から第四学年までの課程に限る。
ホライゾンジャパンインターナショナルスクール	神奈川県	中学部の第五学年並びに高等部の第一学年及び第二学年の課程に限る。
横浜インターナショナルスクール	神奈川県	高等部の第二学年から第四学年までの課程に限る。
名古屋国際学校	愛知県	ハイスクール科の第二学年から第四学年までの課程に限る。
京都インターナショナルユニバーシティ	京都府	高等部の第一学年から第三学年までの課程に限る。

同志社国際学院国際部	京都府	ハイスクール課程の第二学年から第四学年までの課程に限る。
関西学院大阪インターナショナルスクール	大阪府	高等科の第二学年から第四学年までの課程に限る。
コリア国際学園	大阪府	高等部の第二学年及び第三学年の課程に限る。
カネディアン・アカデミイ	兵庫県	第十学年から第十二学年までの課程に限る。
マリスト・ブラザーズ・インターナショナル・スクール	兵庫県	高等科の第一学年から第三学年までの課程に限る。
広島インターナショナルスクール	広島県	ミドルイヤー課程の第四学年並びにディプロマ課程の第一学年及び第二学年の課程に限る。
福岡インターナショナル・スクール	福岡県	高等科の第二学年から第四学年までの課程に限る。
沖縄クリスチャンスクールインターナショナル	沖縄県	高等部の第二学年から第四学年までの課程に限る。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十二年四月一日から適用する。

附 則（平成二十三年三月三十一日文部科学省告示第六十六号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第一ブリティッシュ・スクール・イン・トウキョウ昭和の項の改正規定は、平成二十二年九月一日から適用する。

附 則（平成二十三年五月十日文部科学省告示第八十五号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年四月一日から適用する。

附 則（平成二十三年八月三十日文部科学省告示第百三十三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年十二月八日文部科学省告示第百六十三号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年四月一日から適用する。

附 則（平成二十三年十二月二十八日文部科学省告示第百七十六号）

この告示は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則（平成二十四年一月三十一日文部科学省告示第十九号）

この告示は、平成二十四年二月一日から施行する。

附 則（平成二十四年七月三十一日文部科学省告示第百十五号）

この告示は、平成二十四年八月一日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二十五日文部科学省告示第百七十三号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第二同志社国際学院
国際部の項の改正規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

附 則（平成二十五年二月二十日文部科学省告示第十七号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件別表第三に掲げる各種学校については、同告示の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

附 則（平成二十五年三月七日文部科学省告示第二十四号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十五年二月一日から適用する。

附 則（平成二十六年三月三十一日文部科学省告示第五十八号）

この告示は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

附 則（平成二十七年一月二十八日文部科学省告示第十号）

この告示は、平成二十七年二月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十八日文部科学省告示第五十九号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年八月一日から適用する。

附 則（平成二十八年六月二十三日文部科学省告示第九十五号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則（平成三十年二月八日文部科学省告示第九号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十九年五月一日から適用する。

ただし、改正後の別表第二に規定するつくばインターナショナルスクールの項中第十学年の課程に係る同表の規定は、平成二十六年七月一日から適用する。

附 則（平成三十年三月六日文部科学省告示第四十号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十九年十一月一日から適用する。

附 則（平成三十年十一月二十九日文部科学省告示第二百二十四号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第二ホライゾンジャパンインターナショナルスクールの項の改正規定は、平成三十年九月一日から適用する。

附 則（令和三年十一月二十二日文部科学省告示第百九十三号）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年七月一日から適用する。

附 則（令和四年三月三十一日文部科学省告示第六十一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月二十九日文部科学省告示第五十一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年八月一日文部科学省告示第百号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年七月三十一日文部科学省告示第六十号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年九月一日文部科学省告示第七十一号）

この告示は、公布の日から施行する。